

議第28号

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「1,000円未満」を「1円未満」に、「1,000円に切り上げる」を「切り捨てる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特別職職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

提案理由

退職手当の支給に係る端数計算の方法を改定する必要があるので提案する。